

議 第 二 号

仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第九条の二及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十六年三月十四日

提 出 者

議会運営委員会 委員長 岡 本 あ き 子

仙台市議会 議長

西 澤 啓 文 様

仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例

仙台市議会委員会条例（昭和三十四年仙台市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号1中「総務企画局」を「危機管理室」に改め、同号中5を7とし、2から4までを4から6までとし、1の次に次のように加える。

2 総務局の所管に関する事項

3 まちづくり政策局の所管に関する事項

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

理 由

仙台市事務分掌条例の改正にあわせ、常任委員会の所管を改めるため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。